

—地方行政における動物の福祉・愛護への取り組み (I)— 東京都動物愛護相談センターの役割

安藤言枝[†] (東京都動物愛護相談センター所長・全国動物管理関係事業所協議会会長)

1 はじめに

動物愛護相談センターは、全国の主な自治体に設置されており、狂犬病を初めとした動物由来感染症対策や、動物の愛護管理行政を担っている。自治体により、名称が異なり、また保健所などとの役割分担の中で、業務の内容などが若干異なるところもあるが、人と動物の共生社会の実現に向け、各々事業を展開している。

これら全国の動物管理関係事業所や保健所は、全国動物管理関係事業所協議会(全動協)を組織しており、平成21年12月7日現在、110機関をメンバーとしている。

全動協は、平成2年「全国動物管理関係事務所長会」を出発点とし、狂犬病予防及び人と動物の共通感染症の予防並びに動物の保護・管理行政に関し、情報の交換及び調査研究を行い、行政の円滑な運営と発展を図るため設立された。発足以来、全国を6ブロックに編成するなどの活動の活性化のための体制整備を行い、全国規模での人畜共通感染症や動物愛護に関する調査研究の充実を図るなど、様々な活動を展開している。

2 東京都の実情

今回、全国の動物愛護センターの事業などの紹介シリーズの初回として、東京都動物愛護相談センター(以下センター)の事業や課題を紹介する。

センターは、動物愛護精神と適正飼養の普及啓発、動物の保護の管理、人と動物の共通感染症の予防などを主な仕事の柱として、東京都の動物行政の中核として設置されている。

東京都には、センター本所(世田谷区)(図1)、多摩支所(日野市)(図2)及び本所の出張所として城南島出張所(大田区)(図3)の3箇所の事業所があり、連携しながら仕事を行っている。

センターにおける動物の取扱数は、平成20年度7,023頭であり、昭和55年度の62,815頭と比較すると、約1割程度に減少している。中でも、子犬は、9,683頭から

41頭と、取扱数は大幅に減少している。(表1, 図4)

これは、都内での犬の飼い方が、庭に犬小屋を置き、犬をつないで飼うスタイルから、大型犬であっても室内で飼うスタイルに変化したことが主な理由だと思われる。

このような犬の飼養形態の変化に伴い、捕獲数も680頭と減少しており、現状では都内でいわゆる野犬といわれるものは、特定の地区を除きほとんどいない状況となっている。また、収容犬のほとんどが、子犬であれば販売店で何十万もの値段で売られているような犬種であり、雑種は少数となっている。

その一方で猫については、昭和55年度成猫4,979頭、子猫34,745頭から平成20年度成猫1,080頭、子猫3,942頭と数値的には減少しているが、未だ5,000頭近くの収容がある。また、殺処分の9割を猫が占めるなど、大きな課題が存在している。

3 東京都動物愛護管理推進計画に基づくセンターの施策

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、平成19年4月に東京都動物愛護管理推進計画(以下推進計画)が策定された。推進計画において、「①動物の引き取り数を平成18年度実績(9,566頭)から半減させる。②致死処分数を平成18年度実績(6,921頭)に比較して55%削減させる。③犬の返還・譲渡率を85%以上に増加させる。④猫の返還・譲渡率を10%以上に増加させる。」などが数値目標としてあげられている。

(1) 引き取り数減少のために

平成20年度、センターで捕獲・収容、引き取りした動物は7,023頭であり、そのうち子猫が3,942頭(56%)と殆どを占めている。(表2)

また殺処分になった動物5,099頭のうち、猫は4,718頭と約9割を占めている。(表3, 図5)特に、出生後間もない子猫を拾得した者からの引き取りが多く、育成困

[†] 連絡責任者：安藤言枝(東京都動物愛護相談センター所長)

〒156-0056 世田谷区八幡山2-9-11 ☎03-3302-3567 FAX 03-3329-2647

E-mail : Kotoe_Andou@member.tokyo.jp



図1 動物愛護相談センター本所



図2 動物愛護相談センター多摩支所



図3 城南島出張所

難なため、譲渡もできず、殺処分となっている。

①適正飼養の普及啓発

猫の引き取り数を減少するには、飼い主に「不妊・去勢手術、室内飼養、身元表示」の3原則を徹底することがその第一歩である。センターでは、この3原則を普及啓発するとともに、センターで譲渡する猫については、これら3原則を義務付けている。

一方、犬に関しては、捕獲や拾得者からの飼い主

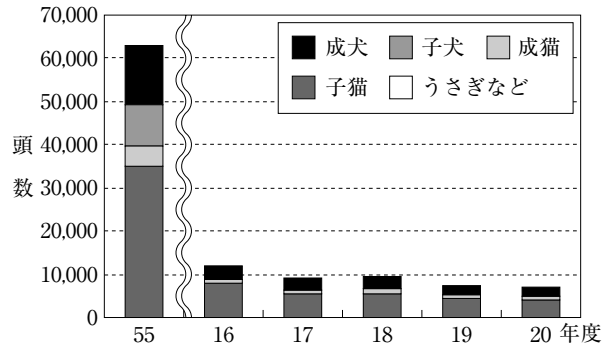


図4 動物取扱頭数の推移 (条例施行当初と最近5年)

表1 動物取扱頭数の推移 (条例施行当初と最近5年)

区分/年度	55	16	17	18	19	20
成犬	13,396	3,105	2,879	2,932	2,218	1,947
子犬	9,683	70	77	64	52	41
成猫	4,979	1,115	922	1,169	1,058	1,080
子猫	34,745	7,573	5,264	5,382	4,063	3,942
うさぎなど	12	13	10	19	6	13
総取扱数	62,815	11,876	9,152	9,566	7,397	7,023

表2 収容状況 (平成20年度)

	引取り			捕獲・収容	負傷動物収容	合計
	所有者から	拾得者から	小計			
犬						
成犬	337	882	1,219	677	51	1,947
子犬	19	19	38	3	0	41
小計	356	901	1,257	680	51	1,988
猫						
成猫	519	24	543	—	537	1,080
子猫	262	3,627	3,889	—	53	3,942
小計	781	3,651	4,432	—	590	5,022
うさぎなど	—	—	—	—	13	13
合計	1,137	4,552	5,689	680	654	7,023

不明犬などの収容が、平成20年度は1,559頭であったが、そのうち現地で指導返還した「現地返還」を除くと、返還率は5、6割程度に過ぎない。ほとんどのものが、鑑札も身元表示もなく、なかにはケージに入れられたまま放置されていたなど、遺棄されたと推定されるものもある。鑑札をつけないことが狂犬病予防法違反であるとの認識が多くの飼い主になく、平気で街中を散歩させており、またメディアで放映される犬についても同様であることは、大きな問題である。犬の登録、狂犬病予防注射が国内の狂犬病の防疫の一つの柱であることや、終生飼養をはじめとする動物愛護法令の遵守について、飼い

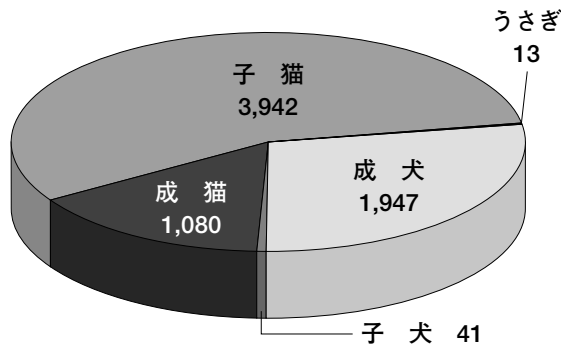


図5 収容頭数 (平成20年度)

表3 処分状況 (平成20年度)

	返 還			譲渡	殺処分	合計
	来所	現地	小計			
犬	613	499	1,112	520	371	2,003
猫	9	0	9	302	4,718	5,029
うさぎなど	0	0	0	3	10	13
合 計	622	499	1,121	825	5,099	7,045

主が動物を購入する時や動物病院を受診したとき、トリミングやしつけ教室など参加時など、あらゆる機会を通じてさらに啓発していく必要がある。

②飼い主のいない猫対策の推進

引取り数の減少対策として、地域の飼い主のいない猫対策の支援を実施している。

飼い主のいない猫対策とは、地域住民が主体となり、その地域の住民の合意の基に、限定された猫に対して、トイレの設置、清掃、餌の管理、不妊去勢手術などの管理を地域で適正にしていくものである。センターは、飼い主のいない猫問題への取り組みが緒に就いたばかりの地域や、効果的対策が見出せずに苦慮している地域などを抱える区市町村に対し、導入を支援し、不妊去勢手術などの協力を行ってきた。

また、飼い主のいない猫対策が、単なる餌やりと誤解されたりしないよう、商店街、町内会の連合会や関連部局に対して普及啓発を強化している。

さらに、公園や公共施設など、従来の住民主体の取り組み手法では解決できない地域で発生している猫の問題に対して、庁内関係局や施設の管理者、区市町村、ボランティアが協力して飼い主のいない猫対策が行えるよう検討を行っている。

③飼い主引取りへの対応

やむを得ない事情がある場合、飼い主からの犬・猫の引き取りを有料で実施している。主な理由として、引越し、飼い主の病気、入院、高齢などがある



図6 負傷動物の診療風景

が、まず動物を飼える人を自分で探してもらい、どうしても見つけれない人に限り、一回限りの約束で、引き取りをしている。センターに持ち込めば、新しい飼い主を探してもらえるとという安易な気持ちでの持ち込みを防ぐため、原則殺処分であることをはっきりと伝えている。

動物が若くて可愛い時代には、可愛がるが、年をとると手間がかかるので放棄する、引越しの際には動物を飼えない場所を選ぶなど、身勝手な飼い主もまだ多い。動物を飼い始める前に、飼い主責任について、正しい知識を付与することが大切である。

④子猫の拾得者への対応

猫の繁殖シーズンとなると、子猫を拾ったとの通報が多々センターに寄せられる。センターでは、自活している猫の引取りは原則として実施していない。子猫の引取り依頼があった際には、拾った時の状況などを聞き、猫の子育ての方法などについて説明し、命あるものは自然の中で生きていけることを説明している。それでも、親猫がそばにおらず、そのまま放置すると生命の危険があるような場合には、収容後に殺処分になることを説明し、納得してもらった上で引取りを実施している。

⑤負傷動物への対応

飼い主が不明な負傷動物については、センターに収容、治療を行い、公示期間を含めおおよそ7日間飼養管理している。期限後、飼い主への返還や譲渡のない場合、殺処分となる。(図6)

負傷動物は年間600頭程度の収容があり、9割以上が猫となっている。負傷猫については、交通事故や感染症などで瀕死の状態のものが多く、譲渡できる状態の猫はほとんどいない。また、マイクロチップなどの飼い主のわかるものの装着もほとんどな



図7 譲渡講習会

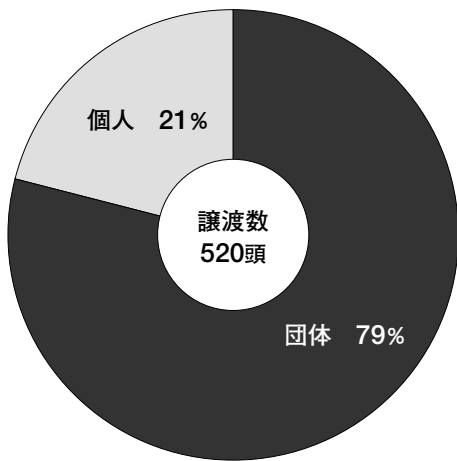


図8 犬の譲渡内訳（平成20年度）

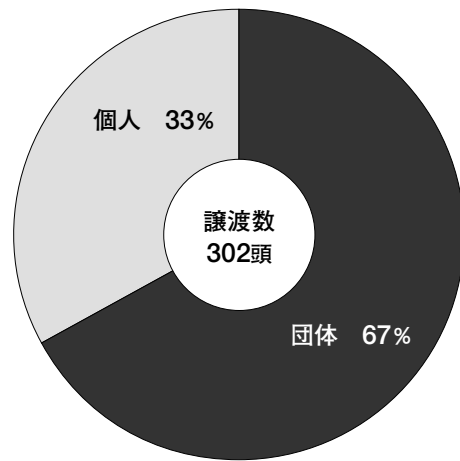


図9 猫の譲渡内訳（平成20年度）

く、飼い主への返還も年間数頭にすぎない。

負傷猫の数を減少させるためには、外飼いの猫を減らすとともに飼い主のいない猫対策を継続していくことが不可欠である。今後も、交通事故や感染症の予防など猫の室内飼育の利点を普及啓発し、室内飼育の一層の推進を図るとともに、名札、マイクロチップなどの身元表示についても、普及啓発を続ける必要がある。

(2) 譲渡の拡大

平成20年度、センターでは犬520頭、猫3,302頭の譲渡を行った。

譲渡制度には、センターから直接都民に譲渡する個人譲渡と、センターから譲渡団体を通じて個人に譲渡する団体譲渡がある。

個人譲渡は、センターで譲渡前の講習会を2時間受講した後、日を改めて譲渡講習会を1時間受講し、その後譲渡の流れとなっている。（表4）

譲渡を受けるためには、合計3時間の講習受講が必須となるが、動物を飼うこと責任を十分理解した上で、

表4 譲渡会など開催状況

事業所	事業の内容	所在地
本所	譲渡事前講習会 (第1, 第3木曜日) 譲渡会	世田谷区八幡山 2-9-11 ☎03-3302-3507
多摩支所	譲渡事前講習会 (第1, 第3木曜日) 譲渡会 しつけ方教室	日野市石田 1-192-33 ☎042-581-7435
城南島出張所	譲渡事前講習会 (毎週水曜日) 譲渡会 しつけ方教室	大田区城南島 3-2-1 ☎03-3790-0861

*開催日は、変更になることもある

二度と動物が不幸な目に合わないよう、また、地域とのトラブルがないよう飼育してもらうために欠かせないものである。（図7）

団体譲渡は、譲渡団体において、ある程度動物のしつけや治療などが行われるため、センターから個人には直接譲渡できない以下のような動物を譲渡している。

- ①疾病があるが、治療などにより予後良好と判断されるもの
- ②センターの観察中には攻撃性が多少認められても、一時飼養の過程で解決できると判断されるもの
- ③社交性、支配性、警戒心などに多少の問題が認められるが、一時飼養の過程で解決できると判断されるもの
- ④年齢、体格で個人譲渡が不可能と判断されるもの

個人譲渡対象の動物よりも、多くの動物が団体譲渡の対象となるため、現在センターでは犬で79%、猫で67%（平成20年度実績）と大多数を団体譲渡が占めている。（図8、9）

現在25の譲渡団体が、センターの譲渡実施細目に基づき登録されている。今後は、譲渡になりにくい中型犬



図10 解剖室

雑種や、犬に比べて譲渡率の低い猫についても、譲渡団体と連携するなどして、積極的に譲渡数を拡大していく予定である。

特に、離乳前の猫については、ボランティアに譲渡適応日齢まで育成を依頼することや、育成にかかる餌などの寄附を呼びかけていくなど、新たな試みを実施する予定である。

(3) 動物取扱業への指導

センターでは、動物取扱業の登録、監視指導、苦情対応を行っている。動物取扱業には、ペットショップ・ブリーダー(販売)、ペットホテル・トリミング(保管)、動物のレンタル(貸出)、しつけ教室・ドッグトレーナー(訓練)、動物園・サーカス(展示)などの種類がある。都内に約3,000軒(平成20年度末)あり、販売と保管の登録がそのほとんどを占めており、年々増加傾向にある。

動物取扱業の監視指導においては、動物の適正管理の徹底とともに、営業者責任について指導している。特に、動物販売業者については、動物の購入者などに対して、その動物の適正な飼養保管の方法について説明する責務がある。そのため、販売業者が、飼い主の育成という社会的な役割が的確に果たしていけるよう、適時適正な指導を実施していく必要がある。

センターでは、膨大な施設の監視指導を効率的に行うため、監視点検表を用いて、事業者をAからDまでのランクで評価し、評価結果の低い事業者に対して重点的な監視指導を実施している。また、全事業者に自主点検票をつけさせ、動物取扱責任者研修受講時に提出させるなどして、事業者の自主管理を推進させている。

動物取扱業に関する苦情は年間300件程度もあり、一度の指導では改善できないものも多い。今後も効果的な監視指導と、自主管理による業界の底上げが必要とされ

ている。

(4) 感染症対策

狂犬病を始めとする動物由来感染症発生時の対応として、城南島出張所にバイオハザードに配慮した解剖室などを整備した。動物由来感染症発生時の対応能力を一層向上させるため、この施設を活用した職員の研修・訓練を実施している。(図10)

(5) 教育現場での動物愛護管理の普及啓発

動物愛護や動物由来感染症の予防については、教育の現場で継続的に教えていくことが効果的である。センターでは、昭和58年から、小学校などに出向き、犬や猫、うさぎなどのふれあいを通して、人も動物も生きることや、犬に咬まれないための方法、動物に触った後の手洗いなどの衛生指導について、啓発している。近年では、東京都動物愛護推進員に講師として参加してもらうなどの協力を得て実施している。

4 おわりに

人口1,300万の東京に、猫99万匹(東京都における猫の飼育実態調査 平成18年)、犬65万頭以上(東京都における犬の飼育実態調査 平成18年)がいると推定されている。

人口の過密な都内での動物飼養数の増加により、地域の人々が動物を巡る様々な問題と係わるようになって来た。さらに、都市化の進展に伴い、隣人を知らないなど、トラブルの解決に地域コミュニティが係わらなくなってきている。しかし、動物の問題を好き嫌いのレベルではなく、地域の問題としてともに考えなければ、問題解決は困難である。

動物を通して地域のコミュニティの活性化を図ることで、人と動物の共生社会が実現する。また、飼養される動物が地域において受け入れられる存在となるためには、動物に関係する様々な人、機関との連携が欠かせない。今後も、センターは、関係機関などと連携しながら、さらに実効性のある施策を展開し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指していく所存である。

【略歴】

- 1990年 東京農工大学大学院卒
以後、東京都に勤務
- 2007年 東京都芝浦食肉衛生検査所検査課長
- 2009年 東京都動物愛護相談センター所長
全国動物関係事業所協議会会長